

第3 不利益処分に係る処分基準

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める、処分に該当する条項を処分基準とする。

処分の名称	根拠となる条項
災害の発生の防止に関する必要な措置命令	第13条第2項
一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令	第14条第2項
販売施設又は販売の方法の基準適合命令	第16条第3項
供給設備の基準適合命令	第16条の2第2項
業務主任者等の解任命令	第22条
液化石油ガス販売事業の登録の取消し	第25条
液化石油ガス販売事業の登録取消し又は停止命令	第26条
保安業務の実施等の命令	第34条第3項
保安業務規程の変更命令	第35条第3項
保安機関の基準適合命令	第35条の2
保安機関の認定の取消し	第35条の3
消費設備の基準適合命令	第35条の5
認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し	第35条の10
充てん設備又は充てんの方法の基準適合命令	第37条の5第3項
貯蔵施設等若しくは充てん設備の許可の取消し又は使用停止命令	第37条の7第1項
報告の徴収	第82条第1項
報告の徴収（充てん事業者）	第82条第2項
液化石油ガス器具等の提出	第83条の2第1項

附 則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 仙台市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく申請に対する審査等に関する基準（平成18年3月27日消防局長決裁）は、廃止する。